

これは劇場型勧誘なのか？

その手口やパターンを知っておきましょう

＜今回の相談事例＞

- 消費生活センターを名乗って「業者に漏れている個人情報消すか」と電話で聞かれたので頼んだが、大丈夫だろうか？（80代女性）
- 家電量販店を名乗って「あなたのクレジットカードが偽造されて3件の購入履歴がある」と電話があった。最近その店に行っていないし、クレジットカードも使っていないのに、なぜだろうか？（70代女性）

【アドバイス】

●劇場型勧誘とは、複数の人物で役回りを分担した巧妙な手口！

さまざまなパターンがあります。例えば…

- ①公的機関の名前をかたり、個人情報の削除を持ち掛ける。
 - ②証券会社などの名前をかたり、高齢者の関心が高い金融商品や老人ホーム入居権などを買い取るために「名義を貸して」「代わりに申し込んで」と持ち掛ける。
 - ③量販店などの名前をかたり、クレジットカードが偽造されて不正使用が疑われるので、カードを確認したいなどと持ち掛け、カードを騙し取る。
- ※最終的には、様々な名目で繰り返し金銭を要求します。

●迷惑電話防止装置のついた電話機などを利用したり、電話を取ってしまっても怪しいと思えばすぐに切りましょう。

詐欺グループは、電話を録音されることを嫌います。また、電話で話を聞くと、次々と同様の電話がかかってくる可能性があります。

●不安な時は消費生活センターに相談してください。

ニセ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん

※消費生活センターでは、出前講座（講師の派遣は無料・15名以上から）のご依頼も受けています。さまざまな事例を知って、備えておきましょう。